

京都市崇仁保育所の移転及び民間移管に関する経過及び状況について

1 京都市崇仁保育所の移転及び民間移管に至る経過

(1) 市長記者会見（平成26年1月6日）

「移転整備に当たっては、崇仁保育所及び崇仁児童館について、市立芸大と同一区画内で、大学施設との合築など、大学と効果的な連携を図れる施設の在り方を検討する。」こととし、京都市立芸術大学の移転の方針を踏まえ、整備方法や場所も含めた検討を進めていくこととなりました。

(2) 京都市立芸術大学移転基本構想策定（平成27年3月30日）

「崇仁保育所については、老朽化していることに加え、耐震改修の必要性があることから、下京区全体の保育需要等を踏まえ、立地場所や整備手法等を含め、再整備を検討します。」と表明し、更に具体的な立地場所や整備手法を検討していくこととなりました。

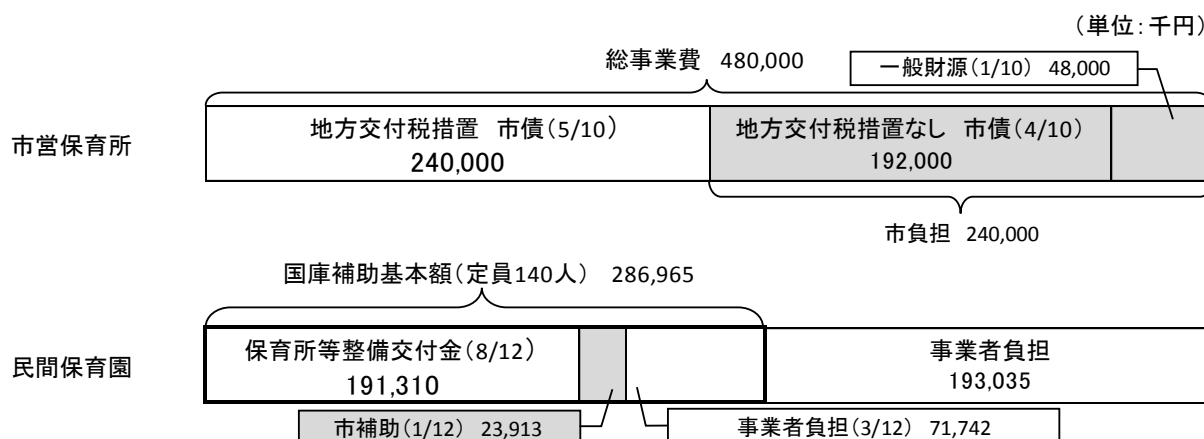
(3) 京都市立芸術大学移転基本計画策定（平成29年3月30日）

「移転予定地のB地区にある崇仁保育所については、下京区全体の保育ニーズや園庭面積等十分なスペースの確保、下京渉成小学校との保小連携、京都芸大も含めた三者の連携といった観点から、下京渉成小学校第二教育施設である元六条院小学校の一部（稚松公園（南側）の活用も含めて検討）に移転整備することとします。

新施設の整備については、実績のある社会福祉法人等の豊富な経験と国の保育所等整備交付金を活用し、より良い施設整備と運営を実現する観点から、公募により整備・運営を行う民間事業者を選定することとします。」とし、市の方針として崇仁保育所の移転及び民間移管を進めていくことが確定しました。

<参考> 保育所整備に係る市負担額

※総事業費を480,000千円(40万円/㎡×1,200㎡)とした場合の試算



2 これまでの状況

(1) 経過

日時(平成29年)	内 容
1月23日	第1回保護者説明会(参加者:46世帯)
2月 2日	第2回保護者説明会(参加者:41世帯)
2月17日	第3回保護者説明会(参加者:22世帯)
4月26日	第4回保護者説明会(参加者:30世帯)
同 日	「京都市崇仁保育所・地域子育て支援拠点事業の存続を求める署名」(2,263筆)
5月16日	平成29年度第1回市営保育所移管先選定部会 〔崇仁保育所の移転整備・移管先法人の選定については、修学院保育所 及び淀保育所の募集要項策定後に選定手続を進めていくことを表明〕
5月17日	第5回保護者説明会(参加者:23世帯(別に地元関係者9名))
6月20日 ～7月7日	「京都市崇仁保育所の移転・民営化に関する保護者アンケート」実施
7月 7日	「京都市崇仁保育所・地域子育て支援拠点事業の存続を求める署名」(1,769筆)
8月28日	第62回京都市都市計画審議会
10月30日 ～11月24日	「崇仁保育所の移転・民営化に係る個別面談」実施
11月27日	第6回保護者説明会

(2) これまで保護者の方から寄せられた主な質問について

ア 移転及び民間移管全般について

質問	本市の回答
なぜ民間事業者による整備・運営を行うのか。	本市では、「民間でできることは民間に」を基本として、様々な分野において民間活力の積極的な活用を推進することとしています。 保育所についても、平成23年12月に京都市社会福祉審議会から提出された「市営保育所の今後のあり方について(最終意見)」を受けて策定した「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」(平成24年5月)及び「基本方針(改定版)」(平成26年10月策定)に基づき、公民の役割分担を踏まえ、一部の市営保育所について民間移管に取り組んでいるところです。 崇仁保育所については、移転整備を実施するに当たり、市営保育所が果たすべき役割や全市的な配置バランスを踏まえたうえで、市内の社会福祉法人等の豊富な経験をいかしたより良い施設整備や、市直営よりも柔軟な運営による保育内容の充実やサービスの向上を期待できることから、民間による整備を行うこととしたものです。 さらに、民間事業者による整備の場合、国の整備交付金を活用することができ、その後の運営費についても財政効

	果が期待でき、その財政効果により生じた財源を活用することにより、子育て支援の一層の充実に繋がると考えております。
なぜ移転整備まで残り２年というタイミングで説明会を開催したのか。	崇仁保育所の移転整備については、芸大移転の検討と合わせて検討してきたものであり、芸大の移転と切り離して説明できるものではありませんでした。説明がこの時期となり、保護者や子どもたちには負担をかけてしまうこととなりましたが、今後、保護者の意見も聴きながら丁寧に進めていきたいと考えております。
民営化の方針はいつ決定したのか。	「芸大移転整備基本計画（案）」の策定過程で、保育所の再整備についても検討を行い、その中で、財政面でのメリットや市営保育所の全市的な配置や役割・機能、民間保育園による保育の実施状況等を踏まえ、市として民間による整備を行うこととしたものです。
保育所が移転することによって、保育環境が大きく変わる。民営化も重なると担任も変わり、子どもたちにとって負担が大きい。	新施設の整備については、民間事業者が行うこととしており、移転と同時に民間事業者による運営に移行することとなりますが、子どもや保護者の不安や負担が軽減されるよう、移転の１年前から引継ぎを開始し、信頼関係を早く築けるよう取り組んでまいります。
場所も職員も同時に変わるの は子どもにとって負担が大きい。移転と民営化の時期をずらしてもらいたい。	
現在利用している児童が卒所するまでは、市営保育所として残してほしい。	芸大移転のスケジュールと合わせて保育所の移転が必要であり、新施設の整備は民間事業者が行うこととしているため、移転時に民間事業者による運営に移行することとなります。

イ 移転整備について

質問	本市の回答
駐車スペースや送迎バスはあるのか。	送迎バスは、事業者によって異なるため、現段階では未定です。駐車スペースについては、事業者に対し、可能な限り、駐車・駐輪スペースを確保するよう求めてまいります。
なぜ移転しなければならないのか。京都市立芸術大学内で建て替えれば良いのではないのか。	園庭面積等十分なスペースの確保、下京渉成小学校との保小連携、芸大との連携の観点から、下京渉成小学校第二教育施設である元六条院小学校への移転が最適であると判断したものです。
現在の崇仁保育所は耐震性に問題があるとのことだが、当面の対策は。	使用していない部屋を活用する等により、対応してまいります。

今の園は園庭が広く日当たりも良いが、同じような環境を移転先でも確保して欲しい。	事業者に対し、可能な限り、園庭が広く日当たりが良い設計を行うよう求めてまいります。
---	---

ウ 運営について

質問	本市の回答
民間事業者について、見込はあるのか。また、公募の結果、選定できなかった場合、崇仁保育所はどうなるのか。	法人の応募の見込については、意向調査の実施によって判明していくものであり、現時点でお答えすることは困難ですが、民間移管の公表後、複数の事業者から問い合わせがありました。 仮に業者が決まらなかった場合については、状況を分析のうえ、対応を検討していくことになります。
引継ぎはどのように行うのか。また、市の職員は残るのか。	最終的に全職員が法人の職員に変わりますが、子どもの不安を軽減するため、市の職員と法人の職員による保育内容の引継ぎ・共同保育を実施してまいります。
障害児保育の経験のある保育士を確保できるのか。	公営保育所の場合であっても全職員が障害児保育を経験しているものではなく、障害児保育に係る研修への出席、その時に在籍する障害のある児童と実際に関わる中で経験を積んでいます。 障害児保育については、障害の程度や状況、特性によって関わり方や支援の仕方は異なりますので、一人ひとりの状況を踏まえ、丁寧に保育を引き継ぐとともに、運営法人の職員に対しては、障害児保育に係る研修への参加を求めています。
障害や文化的背景など様々な事情を持つ子どもの受入れは継続されるのか。	「移管後の運営に係る基本事項」において、アレルギーのある子ども、支援の必要な子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、一定の配慮を必要とする子どもを積極的に受け入れるよう努めることとします。
経験のある保育士は確保されるのか。	職員数については、市の条例で職員配置基準が定められており、公営・民営にかかわらず、定められた職員数を配置しなければならないことになっています。 職員配置基準が守られているかどうかは、京都市の監査により確認しています。 また、整備運営法人の募集に当たり、「移管後の運営に係る基本事項」において一定の経験年数のある職員を配置することを求めることとします。
給食の自園調理、アレルギーなどの対応は継続されるのか。	「移管後の運営に係る基本事項」において、自園調理とすること、食物アレルギー等一人ひとりの子どもの発育発達や心身の状態に応じた食事の提供を行うことを求めています。 また、給食・調理については、個々のアレルギー状況等

	を踏まえて、引継ぎを行います。
障害児の受入について、民営化後も受入れが維持されるのか。	民営化に当たり、京都市と民間事業者とで協定を結びます。その協定の中に障害児保育に関する基本事項を定め、「障害児（疑いのある子を含む。）を積極的に受け入れるよう努めること」とします。 なお、障害児の受入状況については、京都市で確認を行っており、これまでに移管した保育所については、移管前と同程度の受入状況となっています。
民営化されると（保育料以外の）出費が増えるのではないのか。	「移管後の運営に係る基本事項」において、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないことを定めていきます。平成２９年度から所外保育の交通費等については、市営保育所でも保護者に実費を負担していただくこととしていますが、民営化後についても、基本的に同様です。それ以外の費用負担を求める場合には、保護者の皆様の理解を得ることを条件としています。 また、保育料については、公営・民営にかかわらず、市民税額によって決まるため、民営化によって差が出ることはありません。
民営化後、民営化する前から利用している保護者の意見を聴いてもらえるのか。	移転の１年前から、クラス代表の保護者、運営法人、京都市の三者で三者協議会を設置し、民営化後の運営について協議する場を設ける予定です。その中で保護者の方の御意見を伺いながら、民営化後の運営について確認していくこととしています。
民間保育園では低賃金などにより雇用条件における保障がないが、崇仁保育所の保育の質を保つことができるのか。	京都市では独自の補助金によって保育士の処遇改善を実施しているほか、国による保育士の処遇改善の取組も進められています。 また、民営化に当たっては、丁寧に保育の引継ぎを行うとともに、当分の間は京都市による保育の実施状況の確認を行うほか、三者協議会を開催し、保護者の意見を聴きながら、保育の質を維持・向上するよう取り組んでいきます。

エ その他

質問	本市の回答
転園について、利用調整において減点しないとのことだが、必ず希望する保育園に入れるようにしてほしい。	他の申込者との公平性の観点から、優先的に希望する保育園への転園を認めることはできません。
民営化後、子どもがストレスなどを抱えた場合の対処はどのようにするのか。	移転整備に当たっては、平成２９年度に民間事業者を選定し、平成３０年度から引継ぎを行います。平成３０年度に運営法人からクラス担任予定者に引継ぎに来ていただき、保育を引き継ぐとともに子どもや保護者との信頼関係

	を早く築けるよう取り組んでまいります。 民営化する平成31年度は、子どもと保護者の不安を軽減するため、副所長とクラス担任保育士（各クラス1名）が民営化後の保育所に残り、クラス運営や子どもの精神面のケアなどのフォローをしてまいります。
--	--

(3) 保護者アンケートの結果について

ア 時期

平成29年6月20日から7月7日まで

イ 対象者

崇仁保育所に在籍する全児童の保護者（世帯単位、全100世帯）

ウ 目的

崇仁保育所の移転・民営化に関する保護者の考えや気持ちを把握し、今後の移転・民営化の検討に向けた参考にするもの。

エ 回収方法

幼保総合支援室に直接郵送（料金受取人払）、回答は無記名

オ 回答数

18世帯／100世帯

カ 主な回答内容

- ① 新しい園舎の整備等に対して、望むこと
 - ・ 広い園庭，自動車で送迎できる環境の確保
 - ・ 耐震性，安全性の確保
- ② 民営化の方針に関して、知りたいこと
 - ・ 移管先法人の運営方針
 - ・ 保育士の質，人数等
- ③ 民営化に期待すること
 - ・ 行政ではできない新しい取組やアイデアを生かした保育
 - ・ 専門的なスポーツや知育
- ④ 民営化に不安を感じる点
 - ・ 保育の質の低下
 - ・ 保育士が変わることによる子どもの反応
- ⑤ 今の崇仁保育所の良いところや引き継いでもらいたいところ
 - ・ 保育士の質，丁寧な対応
 - ・ 園庭の広さや利便性
- ⑥ その他、意見や要望
 - ・ 民営化そのものに対して反対
 - ・ 民営化はやむを得ないが，上手く進むことを願う。
 - ・ 個人面談による意見聴取をすべき
 - ・ 移転の関係で保護者間の空気が悪くなっている。

(4) 個別面談について

ア 時期

平成29年10月30日から11月24日まで

イ 対象者

崇仁保育所に在籍する全児童の保護者（希望者のみ）

ウ 目的

幼保総合支援室の職員が保護者から直接話を伺うことで、少しでも崇仁保育所の移転・民営化に関する不安や疑問を解消していただけるようにするもの。

エ 面談世帯

4世帯

3 移転元（崇仁保育所）の概要

(1) 施設概要

	幼児棟	乳児棟	合計
延床面積	905.5 m ²	750.6 m ²	1,656 m ²
敷地面積	3,432 m ²	1,085 m ²	4,517 m ²
園庭面積	1,789 m ²	242 m ²	2,031 m ²
建築年	昭和41年	平成4年	—

(2) 入所児童数（平成29年4月1日現在） 定員：140人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
7人	18人	24人	25人	26人	23人	123人

(3) 一時預かり事業

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ利用者数（人）	1,670	1,670	1,534	1,548	896

※ 平成29年度は10月末現在

(4) 子育て支援事業

ア 自園で実施

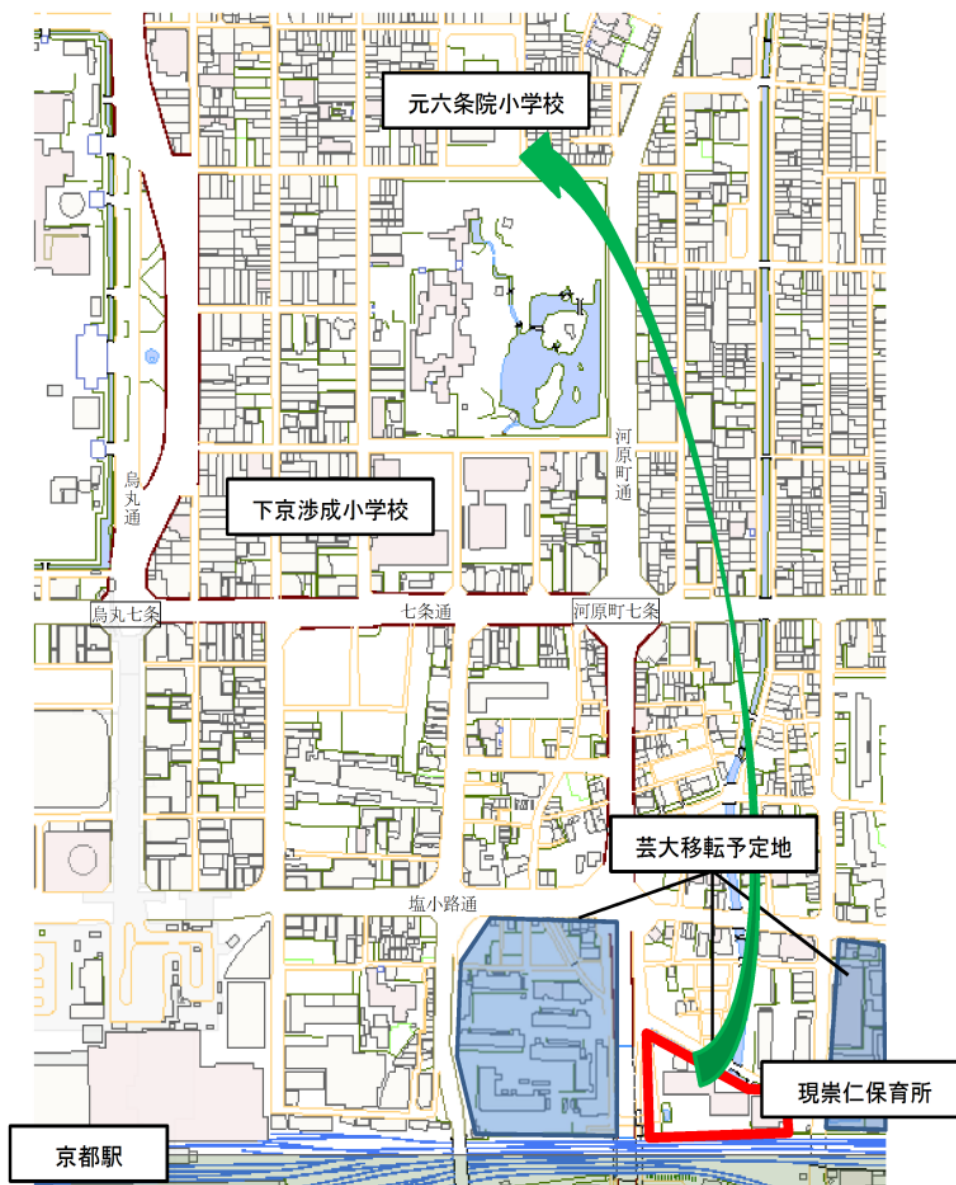
園庭開放、新しいパパママの子育てふれあい体験、子育て教室（0歳児向け、発達が気になる親子向け等）、子育て相談（電話）等を実施

イ 他施設と連携して実施

近隣の児童館や保育園等と連携した各種事業（地域子育て支援ステーション事業）を実施

4 移転先（元六条院小学校跡地）の概要

(1) 位置関係



(2) 元六条院小学校跡地の現状

